

変 更 後	変 更 前
<p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な事項 [1]～[6] 略</p> <p>2. 中心市街地の位置及び区域 [1]～[3] 略</p> <p>3. 中心市街地の活性化の目標 [1]～[3] 略 [4]具体的な数値目標 (1)「目標1：便利で過ごしやすく人が集うまち」に対する数値目標</p> <p><b>歩行者通行量</b> 1)～2) 3)数値目標達成のための算定根拠 (ア)城下町拠点における事業効果 ①略 ②<b>保育所建設事業</b> <u>保育園の移転に伴い、この施設を中心とした活動(送迎、散歩)を事業効果と捉え、歩行者通行量を推計する。歩行者通行量については、保育所利用者の一部が調査ポイントを通ると仮定する。推計に当たっては市内の類似既存施設から以下のとおり整理を行う。</u> <u>【保育所建設事業による予想歩行者通行量】</u> <u>類似既存施設(さいき保育園)：受け入れ可能園児数100人(0～1歳児：20名)</u> <u>世帯割合88%(保育園の園児数(H25実績)74(世帯)÷84(人))</u> <u>実質歩行者率6.8%(送迎手段割合(H25実績)74世帯中5名が徒歩、自転車)</u> <u>送迎：100(人)×0.068(実績歩行者率)×0.88(世帯割合)×2(親子)</u> <u>=12.0人/日</u> <u>保育園移設により、12.0人/日を計上する。</u></p> <p><b>大手町駐車場整備事業</b> <u>駐車場の整備により、まちづくり交流館及び情報発信施設の利用者の利便性の向上に伴う集客及び周辺地域の交流人口の増加が想定される。そのため、情報発信施設利用者及び周辺への買物客及び観光客の一部が調査ポイントを通ると仮定する。既存類似施設及び商店街歩行者通行量から推定し、以下のとおり整理を行う。</u> <u>【駐車場整備による予想歩行者通行量】</u> <u>利便性向上によるまちなか交流人口の増加率を3%と仮定する。</u> <u>情報発信施設利用者25,450人/年(類似施設：城下町観光交流館目標入館者数)</u> <u>うち周辺地域を回遊する歩行者増加分 25,450人×2%/365日 ≒ 2人・・・①</u> <u>大手前商店街日平均通行量451人(H26)×2% ≒ 10人・・・②</u> <u>大手町駐車場整備事業により、12.0人/日(①+②)を計上する。</u></p> <p>③ 略 (イ)～(ウ) 略 4) 略</p> <p><b>空き店舗率(参考指標)</b> 1)～4) 略</p>	<p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な事項 [1]～[6] 略</p> <p>2. 中心市街地の位置及び区域 [1]～[3] 略</p> <p>3. 中心市街地の活性化の目標 [1]～[3] 略 [4]具体的な数値目標 (1)「目標1：便利で過ごしやすく人が集うまち」に対する数値目標</p> <p><b>歩行者通行量</b> 1)～2) 略 3)数値目標達成のための算定根拠 (ア)城下町拠点における事業効果 ①略 ②<b>保育所建設事業</b> <u>保育園の移転に伴い、この施設を中心とした活動(送迎、散歩)を事業効果と捉え、歩行者通行量を推計する。歩行者通行量については、保育所利用者の一部が調査ポイントを通ると仮定する。推計に当たっては市内の類似既存施設から以下のとおり整理を行う。</u> <u>【保育所建設事業による予想歩行者通行量】</u> <u>類似既存施設(さいき保育園)：受け入れ可能園児数100人(0～1歳児：20名)</u> <u>世帯割合88%(保育園の園児数(H25実績)74(世帯)÷84(人))</u> <u>実質歩行者率6.8%(送迎手段割合(H25実績)74世帯中5名が徒歩、自転車)</u> <u>送迎：100(人)×0.068(実績歩行者率)×0.88(世帯割合)×2(親子)</u> <u>=12.0人/日</u> <u>保育園移設により、12.0人/日を計上する。</u></p> <p><b>新規追加</b></p> <p>③ 略 (イ)～(ウ) 略 4) 略</p> <p><b>空き店舗率(参考指標)</b> 1)～4) 略</p>

(2) 「目標2：人々が活発に交流しふれあうまち」に対する数値目標  
 1)～4)略  
 [5]略

4. 土地地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1]略  
 [2] 具体的事業の内容  
 (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 道路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
●事業名 地域生活基盤施設整備事業 (仮) 大手前広場 ●事業内容 大手前開発計画の中で、人が集える広場の整備を行う。 面積 <u>1,800㎡</u> ●実施時期 H27～31 年度	佐伯市	大手前開発計画の中で、交流の場を整備することで、賑わいの創出を図る。 大手前開発計画で建設する地域交流センター等の複合施設とあわせて活用することで、賑わいの創出と交流を促進するために必要な事業である。	●支援措置名 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(佐伯市城下町地区)) ●実施時期 H28～31 年度	
●事業名 地域生活基盤施設整備事業(仮) 大手前駐車場 (略)	(略)	(略)	(略)	
●事業名 地域生活基盤施設整備事業(仮) 大手前駐輪場 ●事業内容 大手前開発計画の中で、駐輪場の整備を行う。 面積 <u>130㎡</u> ●実施時期 H29 年度	佐伯市	大手前開発計画の中で、中学生、高校生、市民等の利用しやすい駐輪場の整備をすることで、交通機関と連携し、回遊性の向上及び交流館や周辺地域の賑わいの創出を図るために必要な事業である。	●支援措置名 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(佐伯市城下町地区)) ●実施時期 H29 年度	
●事業名 高質空間形成施設整備事業 ●事業内容 区域内の9路線の道路整備・高質化(石畳、緑化施設、サインなど)を行う。 延長 <u>1,014m</u>	佐伯市	道路の環境整備により、歩行者空間のネットワークを形成し魅力的な空間形成を図るとともに、共通した企画で見やすくわかりやすいサインを設置し、スムーズな人の回遊を促す。 拠点内の回遊性を高めるため	●支援措置名 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(佐伯市城下町地区)) ●実施時期	

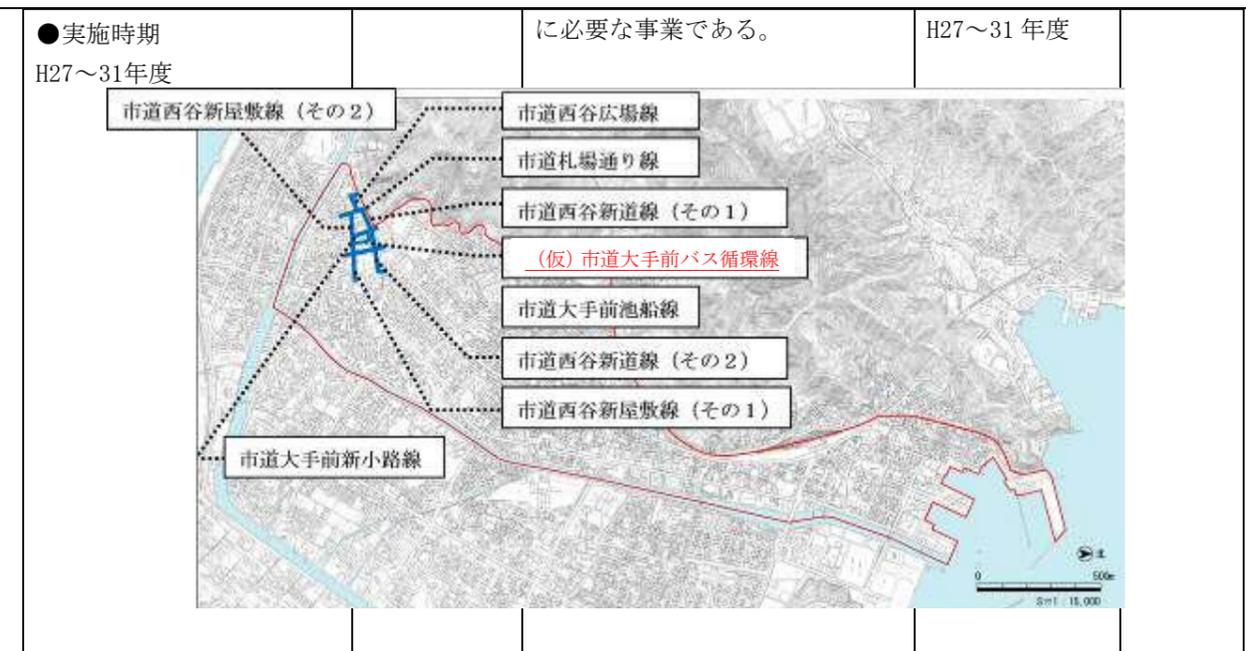
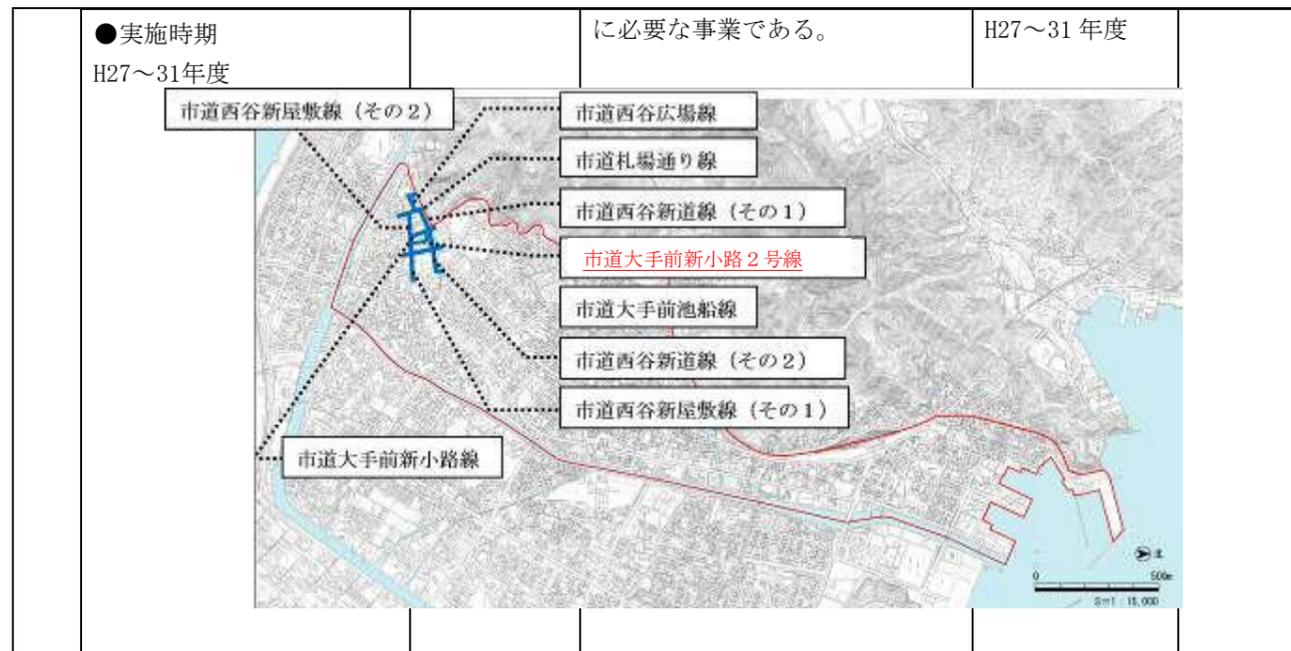
(2) 「目標2：人々が活発に交流しふれあうまち」に対する数値目標  
 1)～4)略  
 [5]略

4. 土地地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1]略  
 [2] 具体的事業の内容  
 (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 道路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
●事業名 地域生活基盤施設整備事業 (仮) 大手前広場 ●事業内容 大手前開発計画の中で、人が集える広場の整備を行う。 面積 <u>1,500㎡</u> ●実施時期 H27～31 年度	佐伯市	大手前開発計画の中で、交流の場を整備することで、賑わいの創出を図る。 大手前開発計画で建設する地域交流センター等の複合施設とあわせて活用することで、賑わいの創出と交流を促進するために必要な事業である。	●支援措置名 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(佐伯市城下町地区)) ●実施時期 H28～31 年度	
●事業名 地域生活基盤施設整備事業(仮) 大手前駐車場 (略)	(略)	(略)	(略)	
●事業名 地域生活基盤施設整備事業(仮) 大手前駐輪場 ●事業内容 大手前開発計画の中で、駐輪場の整備を行う。 面積 <u>150㎡</u> ●実施時期 H29 年度	佐伯市	大手前開発計画の中で、中学生、高校生、市民等の利用しやすい駐輪場の整備をすることで、交通機関と連携し、回遊性の向上及び交流館や周辺地域の賑わいの創出を図るために必要な事業である。	●支援措置名 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(佐伯市城下町地区)) ●実施時期 H29 年度	
●事業名 高質空間形成施設整備事業 ●事業内容 区域内の9路線の道路整備・高質化(石畳、緑化施設、サインなど)を行う。 延長 <u>1,017m</u>	佐伯市	道路の環境整備により、歩行者空間のネットワークを形成し魅力的な空間形成を図るとともに、共通した企画で見やすくわかりやすいサインを設置し、スムーズな人の回遊を促す。 拠点内の回遊性を高めるため	●支援措置名 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(佐伯市城下町地区)) ●実施時期	



(2) ②～(3) 略  
(4) 国の支援がないその他の事業

(2) ②～(3) 略  
(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>●事業名</b> <u>大手町駐車場整備事業</u> <b>●事業内容</b> <u>中心市街地内に駐車場を整備する。</u> <u>予定駐車台数 350 台</u> <b>●実施時期</b> <u>H28～31年度</u>	佐伯市	<u>駐車場を整備することで、周辺公共施設利用者の利便性を向上させる。</u> <u>中心市街地内に駐車場が整備されることで、店舗や事業所等の多い中心市街地内の利便性の向上や周辺の賑わいの創出につながるため必要な事業である。</u>	<b>●支援措置名</b> <u>該当なし</u> <b>●実施時期</b> <u>—</u>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>新規追加</u>				

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析と都市福利施設整備の必要性

本市の都市福利施設は、その多くが中心市街地やその周縁部に立地しているが、九州一広い市が誕生したなかで、コンパクトシティの形成による市民サービスの利便性の向上のためにも、都市福利施設の効率的な配置が必要となっている。大手前地域においては、現存のバスターミナル機能との連携を図りながら機能を複合化し、中心性の回復を図る必要があるとともに、周辺への波及効果も期待できるような核施設の整備が必要である。

本市は高齢化率が高く、医療施設については中心市街地への一定の集積があるため、災害等への対応も考えた拠点病院の整備が必要である。また今後は、高齢者等に対する多様化する福祉サービスへの対応が求められる。さらに、子育て支援については、市民意識調査の結果からわかるとおり「子育て支援施設」の整備が求められており、仕事場と連携した保育所整備が必要である。

市民サービスの向上を図る上では、引き続き住民一人ひとりが自らの責任の中で、考え、行動するといった市民協働が不可欠で、将来の地域リーダーとなるような人材育成が必要となっている。これまでに、市内で活動する団体や個人は増

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析と都市福利施設整備の必要性

本市の都市福利施設は、その多くが中心市街地やその周縁部に立地しているが、九州一広い市が誕生したなかで、コンパクトシティの形成による市民サービスの利便性の向上のためにも、都市福利施設の効率的な配置が必要となっている。大手前地域においては、現存のバスターミナル機能との連携を図りながら機能を複合化し、中心性の回復を図る必要があるとともに、周辺への波及効果も期待できるような核施設の整備が必要である。

本市は高齢化率が高く、医療施設については中心市街地への一定の集積があるため、災害等への対応も考えた拠点病院の整備が必要である。また今後は、高齢者等に対する多様化する福祉サービスへの対応が求められる。さらに、子育て支援については、市民意識調査の結果からわかるとおり「子育て支援施設」の整備が求められており、仕事場と連携した保育所整備が必要である。

市民サービスの向上を図る上では、引き続き住民一人ひとりが自らの責任の中で、考え、行動するといった市民協働が不可欠で、将来の地域リーダーとなるような人材育成が必要となっている。これまでに、市内で活動する団体や個人は増

加傾向にあるものの、一部には活動が停滞する団体もある。更なる活動の活発化を促すためにも、そのような方々が交流・活動・情報発信できる拠点整備が必要である。

前計画で整備された施設を活用しながら、次世代を担う子ども達がまちへの愛着を深め、観光客や市外の人々への情報発信ができるような人材育成等に取り組む必要がある。

(2) 都市福祉施設整備の方向性

大手前地域を中心にまちの新たな核施設として、多世代が集まり暮らしを支える場所となる多目的ホールを有する複合施設や広場等の整備を行う（大手前地区における基盤整備については4章で記述）。

医療施設としては、南海医療センターを災害拠点病院として耐震化整備と地域災害医療センターとしての設備整備を行う。また、佐伯中央病院では、多様化する福祉サービスに対応した地域包括ケアセンターを運営する。また、子育て支援としては、大手前周辺地区の低未利用地を活用し、郊外にある保育所施設を移設し、建設とともに、大手前開発計画の施設と連携を図りに子育て支援センターを整備し、新たなサービスを付加する。さらに市民協働のまちづくりを推進するため、まちづくりセンターの運営を行い、新たなまちの担い手の育成に取り組む。

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 高次都市施設整備事業 （(仮)大手前まちづくり交流館） （略）	(略)	(略)	(略)	
●事業名 情報発信施設整備事業 ●事業内容 アンテナショップや公共交通機関の乗客待合機能等を有した情報発信施設を整備する。 面積 <u>266.98㎡</u> ●実施時期 H29年度	佐伯市	(仮)大手前まちづくり交流館と連携して、地域の情報発信及びバス、タクシーの待合機能を有した施設整備を行い、交流館や交通機関利用者の憩いの場を整備する。 佐伯市の情報発信の場及び公共交通の待合機能を整備することで、地域の魅力をさらに発信し、リピーターの増加や賑わいの創出に必要な事業である。	●支援措置名 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（佐伯市城下町地区）） ●実施時期 H29年度	

(2) ②～(3) 略

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 地域組織活動育成事業 （略）	(略)	(略)	(略)	
●事業名 まちづくり活動推進事業 （市民活動等支援事業）	(略)	(略)	(略)	

加傾向にあるものの、一部には活動が停滞する団体もある。更なる活動の活発化を促すためにも、そのような方々が交流・活動・情報発信できる拠点整備が必要である。

前計画で整備された施設を活用しながら、次世代を担う子ども達がまちへの愛着を深め、観光客や市外の人々への情報発信ができるような人材育成等に取り組む必要がある。

(2) 都市福祉施設整備の方向性

大手前地域を中心にまちの新たな核施設として、多世代が集まり暮らしを支える場所となる多目的ホールを有する複合施設や広場等の整備を行う（大手前地区における基盤整備については4章で記述）。

医療施設としては、南海医療センターを災害拠点病院として耐震化整備と地域災害医療センターとしての設備整備を行う。また、佐伯中央病院では、多様化する福祉サービスに対応した地域包括ケアセンターを運営する。また、子育て支援としては、大手前周辺地区の低未利用地を活用し、郊外にある保育所施設を移設し、建設とともに、大手前開発計画の施設と連携を図り新たなサービスを付加する。さらに市民協働のまちづくりを推進するため、まちづくりセンターの運営を行い、新たなまちの担い手の育成に取り組む。

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 高次都市施設整備事業 （(仮)大手前まちづくり交流館） （略）	(略)	(略)	(略)	
●事業名 情報発信施設整備事業 ●事業内容 アンテナショップや公共交通機関の乗客待合機能等を有した情報発信施設を整備する。 面積 <u>120㎡</u> ●実施時期 H29年度	佐伯市	(仮)大手前まちづくり交流館と連携して、地域の情報発信及びバス、タクシーの待合機能を有した施設整備を行い、交流館や交通機関利用者の憩いの場を整備する。 佐伯市の情報発信の場及び公共交通の待合機能を整備することで、地域の魅力をさらに発信し、リピーターの増加や賑わいの創出に必要な事業である。	●支援措置名 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（佐伯市城下町地区）） ●実施時期 H29年度	

(2) ②～(3) 略

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 地域組織活動育成事業 （略）	(略)	(略)	(略)	
●事業名 まちづくり活動推進事業 （市民活動等支援事業）	(略)	(略)	(略)	

(略)				
<b>●事業名</b> <u>保育所建設事業</u> <b>●事業内容</b> <u>郊外に立地する久部保育所を中心市街地内に移設する。</u> <u>面積1,200㎡</u> <b>●実施時期</b> <u>H28～30年度</u>	佐伯市	<u>—郊外に立地する保育所を中心市街地内に移設することで、生活の利便性を向上させる。</u> <u>中心市街地内に保育施設があることで、事業所等の多い中心市街地内の利便性の向上や周辺の賑わいの創出につながるため必要な事業である。</u>	<b>●支援措置名</b> <u>—該当なし</u> <b>●実施時期</b> <u>—</u>	
<b>●事業名</b> まちづくりセンター運営事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
<b>●事業名</b> まち歩き散歩コース作成事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
<b>●事業名</b> 地域包括ケアセンター「さいきの太陽」運営事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
<b>●事業名</b> 生涯学習講座 (略)	(略)	(略)	(略)	
<b>●事業名</b> 歴史資料館運営事業 (略)	(略)	(略)	(略)	

(略)				
<b>●事業名</b> <u>保育所建設事業</u> <b>●事業内容</b> <u>郊外に立地する久部保育所を中心市街地内に移設する。</u> <u>面積1,200㎡</u> <b>●実施時期</b> <u>H28～30年度</u>	佐伯市	<u>—郊外に立地する保育所を中心市街地内に移設することで、生活の利便性を向上させる。</u> <u>中心市街地内に保育施設があることで、事業所等の多い中心市街地内の利便性の向上や周辺の賑わいの創出につながるため必要な事業である。</u>	<b>●支援措置名</b> <u>—該当なし</u> <b>●実施時期</b> <u>—</u>	
<b>●事業名</b> まちづくりセンター運営事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
<b>●事業名</b> まち歩き散歩コース作成事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
<b>●事業名</b> 地域包括ケアセンター「さいきの太陽」運営事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
<b>●事業名</b> 生涯学習講座 (略)	(略)	(略)	(略)	
<b>●事業名</b> 歴史資料館運営事業 (略)	(略)	(略)	(略)	

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(4) に移設</u>				

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>●事業名</b> <u>空き家・空き店舗活用実証実験事業</u> <b>●事業内容</b> <u>地域コミュニティの強化と空き家・空き店舗の解消によるまちの魅力づけのために、市民参加型の空き家・空き店舗活用実証実験を行う。</u>	佐伯市	<u>—中心市街地内の空き家を活用し、地域コミュニティの場づくりや居住対策を実施することで、既存ストックの有効活用を図る。</u> <u>空き家・空き店舗の活用により、周辺地域の賑わい創出及び地域の担い手育成のために必要な事業である。</u>	<b>●支援措置名</b> <u>社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(佐伯市域下町地区))</u> <b>●実施時期</b> <u>H27～28年度</u>	

--	--	--	--	--

- (2) ②～(3) 略  
(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>●事業名</b> <u>空き家・空き店舗活用実証実験事業</u> <b>●事業内容</b> <u>地域コミュニティの強化と空き家・空き店舗の解消によるまちの魅力づくりのために、市民参加型の空き家・空き店舗活用実証実験を行う。</u> <b>●実施時期</b> <u>H27～28年度</u>	佐伯市	<u>中心市街地内の空き家を活用し、地域コミュニティの場づくりや居住対策を実施することで、既存ストックの有効活用を図る。</u> <u>空き家・空き店舗の活用により、周辺地域の賑わい創出及び地域の担い手育成のために必要な事業である。</u>	<b>●支援措置名</b> <u>該当なし</u> <b>●実施時期</b> <u>—</u>	
<b>●事業名</b> 空き家等利活用事業 <b>●事業内容</b> 空き家・空き店舗の利活用に関する計画検討、実施を行う。 <b>●実施時期</b> H29～32年度	佐伯市	中心市街地内の空き家等に関する課題解決を図り、地域コミュニティの場づくりや居住対策を実施することで、既存ストックの有効活用を図る。 空き家・空き店舗の活用により、周辺地域の賑わい創出のために必要な事業である。	<b>●支援措置名</b> 該当なし <b>●実施時期</b> —	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

[1]～[2] 略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]～[2] 略

<b>●実施時期</b> <u>H27～28年度</u>				
---------------------------------	--	--	--	--

- (2) ②～(3) 略  
(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(2) ①から移設</u>				
<b>●事業名</b> 空き家等利活用事業 <b>●事業内容</b> 空き家・空き店舗の利活用に関する計画検討、実施を行う。 <b>●実施時期</b> H29～32年度	佐伯市	中心市街地内の空き家等に関する課題解決を図り、地域コミュニティの場づくりや居住対策を実施することで、既存ストックの有効活用を図る。 空き家・空き店舗の活用により、周辺地域の賑わい創出のために必要な事業である。	<b>●支援措置名</b> 該当なし <b>●実施時期</b> —	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

[1]～[2] 略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]～[2] 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項  
 [1] 略  
 [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項  
 (1) 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項  
 [1] 略  
 [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項  
 (1) 略

(2) 協議会の設置  
協議会等の開催状況

1) 中心市街地活性化協議会

- ①平成26年2月6日：スケジュール確認、現状の整理、計画の方向性
- ②平成26年5月28日：基本方針・目標の確認、民間事業の洗い出し
- ③平成26年9月16日：基本計画（素案）に関する協議、検討
- ④平成27年2月24日：基本計画（素案）に関する協議、検討
- ⑤平成27年5月28日：基本計画（素案）に関する協議、検討
- ⑥平成27年12月11日：基本計画（素案）の関する協議、意見書について
- ⑦平成28年3月28日：基本計画の認定の報告、大手前開発事業、委員の変更について
- ⑧平成28年6月2日：大手前開発事業に関する公共・民間事業について
- ⑨平成28年12月22日：基本計画の変更に関する協議、意見書について
- ⑩平成29年3月27日：基本計画の変更認定報告及び記載事業の進捗状況について
- ⑪平成29年5月30日：平成28年度フォローアップについて
- ⑫平成29年10月31日：事業変更に関する協議、意見の取りまとめについて

2) 中心市街地活性化協議会幹事会（(株)まちづくり佐伯社長ほか5人）

- ①平成26年5月7日：スケジュール確認、基本方針・目標の確認
- ②平成26年6月24日：アンケート結果と基本方針の整合
- ③平成26年9月6日：基本計画（素案）に関する協議、検討
- ④平成26年11月28日：基本計画（素案）に関する協議、検討
- ⑤平成27年11月16日：基本計画（素案）の関する協議、意見書について
- ⑥平成28年8月22日：大手前開発事業に関する公共・民間事業について
- ⑦平成29年9月27日：保育所建設事業変更及び駐車場整備事業について
- ⑧平成29年10月17日：保育所建設事業変更及び駐車場整備事業について

(3) 協議会の組織構成

佐伯市中心市街地活性化協議会名簿

H29.5.30 現在

	協議会役職	氏名	所属・役職		備考
1	会長	谷川 憲一	佐伯商工会議所	会頭	
2	副会長	宮明 邦夫	(株)まちづくり佐伯 <u>佐伯市商店街連合会</u>	代表取締役 <u>会長</u>	
3	委員	<u>北口 芳康</u>	大分県建築士会佐伯支部	支部長	
4	委員	御手洗 吉徳	佐伯市金融団	大分信用金庫 <u>鶴岡</u> 支店長	
<u>5</u>	<u>委員</u>	<u>高橋 圭一</u>	<u>佐伯市商店街連合会</u> <u>さいき駅前・港地域振興協議会</u>	<u>会長</u> <u>会長</u>	

(2) 協議会の設置  
協議会等の開催状況

1) 中心市街地活性化協議会

- ①平成26年2月6日：スケジュール確認、現状の整理、計画の方向性
- ②平成26年5月28日：基本方針・目標の確認、民間事業の洗い出し
- ③平成26年9月16日：基本計画（素案）に関する協議、検討
- ④平成27年2月24日：基本計画（素案）に関する協議、検討
- ⑤平成27年5月28日：基本計画（素案）に関する協議、検討
- ⑥平成27年12月11日：基本計画（素案）の関する協議、意見書について
- ⑦平成28年3月28日：基本計画の認定の報告、大手前開発事業、委員の変更について
- ⑧平成28年6月2日：大手前開発事業に関する公共・民間事業について
- ⑨平成28年12月22日：基本計画の変更に関する協議、意見書について

新規追加

2) 中心市街地活性化協議会幹事会（(株)まちづくり佐伯社長ほか5人）

- ①平成26年5月7日：スケジュール確認、基本方針・目標の確認
- ②平成26年6月24日：アンケート結果と基本方針の整合
- ③平成26年9月6日：基本計画（素案）に関する協議、検討
- ④平成26年11月28日：基本計画（素案）に関する協議、検討
- ⑤平成27年11月16日：基本計画（素案）の関する協議、意見書について
- ⑥平成28年8月22日：大手前開発事業に関する公共・民間事業について

新規追加

(3) 協議会の組織構成

佐伯市中心市街地活性化協議会名簿

H28.6.2 現在

	協議会役職	氏名	所属・役職		備考
1	会長	谷川 憲一	佐伯商工会議所	会頭	
2	副会長	宮明 邦夫	(株)まちづくり佐伯 <u>佐伯市商店街連合会</u>	代表取締役 <u>会長</u>	
3	委員	<u>小川 稔浩</u>	大分県建築士会佐伯支部	支部長	
4	委員	御手洗 吉徳	佐伯市金融団	大分信用金庫 <u>新屋敷</u> 支店長	
	<u>新規追加</u>				

6	委員	高橋 聿子	佐伯市商店街連合会	大手前商店会会長	
7	委員	武藤 雄一郎	仲町商店街振興組合	理事長	
8	委員	<u>川野 典子</u>	佐伯商工会議所女性会	会長	
9	委員	<u>永田 益久</u>	佐伯商工会議所青年部	会長	
10	委員	戸高 秀俊	佐伯市観光協会（佐伯支部）	副会長(支部長)	
11	委員	山本 徹	佐伯市旅館組合	組合長	
12	委員	<u>山路 健太郎</u>	(株)佐伯魚市場	社長	
13	委員	米澤 義則	佐伯市自治委員会連合会	佐伯地区区長会長	
14	委員	福島 市子	消費生活研究会	会長	
15	委員	<u>下川 芳夫</u>	佐伯市自治委員会連合会	会長	
16	委員	<u>中西 弘道</u>	佐伯市自治委員会連合会	東地区区長会長	
17	委員	富高 国子	子ども夢まちづくり実行委員会	代表	
18	委員	<u>橋本 憲康</u>	大分バス(株)佐伯営業所	所長	
19	委員	<u>阿部 邦和</u>	佐伯市	副市長	
20	委員	<u>高原 常彰</u>	佐伯市地域振興部	部長	
21	委員	<u>杉下 利長</u>	佐伯市建設部	部長	
22	委員	寺谷 英男	佐伯商工会議所	専務理事	

(4)～(6)略

[3](1)

(ア)～(ウ)略

(エ)子育て支援グループとの連携

市内の子育て支援グループと連携を図りながら既存の商店街機能だけではない魅力を創出することで、商店街に賑わいを生み出す。また、子育て支援機能の整備により、生活の利便性の向上を促し、中心市街地の来街機会の増加を図る。

(2)～(3)略

10. 中心市街地における都市機能の集積を図るための措置に関する事項

[1]～[3]略

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積のため、以下に示す事業を実施する。これらの事業を一体的に進めることにより、中心市街地の都市機能の一層の強化を図る。

4. 市街地の整備改善のための事業

- ・道路整備事業
- ・地域生活基盤施設整備事業（(仮)大手前広場）
- ・高質空間形成施設整備事業

5	委員	高橋 聿子	佐伯市商店街連合会	大手前商店会会長	
6	委員	武藤 雄一郎	仲町商店街振興組合	理事長	
7	委員	<u>村田 加代子</u>	佐伯商工会議所女性会	会長	
8	委員	<u>御手洗 芳夫</u>	佐伯商工会議所青年部	会長	
9	委員	戸高 秀俊	佐伯市観光協会（佐伯支部）	副会長(支部長)	
10	委員	山本 徹	佐伯市旅館組合	組合長	
11	委員	<u>瀬脇 隆宏</u>	(株)佐伯魚市場	社長	
12	委員	米澤 義則	佐伯市自治委員会連合会	佐伯地区区長会長	
13	委員	福島 市子	消費生活研究会	会長	
14	委員	<u>竹嶋 水夫</u>	佐伯市自治委員会連合会	会長	
15	委員	<u>加藤 公将</u>	佐伯市自治委員会連合会	東地区区長会長	
16	委員	富高 国子	子ども夢まちづくり実行委員会	代表	
17	委員	<u>末光 弘明</u>	大分バス(株)佐伯営業所	所長	
18	委員	<u>白川 逸喜</u>	佐伯市	副市長	
19	委員	<u>田中 眞二</u>	佐伯市地域振興部	部長	
20	委員	<u>下川 龍治</u>	佐伯市建設部	部長	
21	委員	寺谷 英男	佐伯商工会議所	専務理事	

(4)～(6)略

[3](1)

(ア)～(ウ)略

(エ)子育て支援グループとの連携

市内の子育て支援グループと連携を図りながら既存の商店街機能だけではない魅力を創出することで、商店街に賑わいを生み出す。また、保育所機能の立地により、生活の利便性の向上を促し、中心市街地の来街機会の増加を図る。

(2)～(3)略

10. 中心市街地における都市機能の集積を図るための措置に関する事項

[1]～[3]略

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積のため、以下に示す事業を実施する。これらの事業を一体的に進めることにより、中心市街地の都市機能の一層の強化を図る。

4. 市街地の整備改善のための事業

- ・道路整備事業
- ・地域生活基盤施設整備事業（(仮)大手前広場）
- ・高質空間形成施設整備事業

5. 都市福利施設を整備する事業
- ・高次都市施設整備事業（（仮）大手前まちづくり交流館）
  - ・おやこ広場事業
  - ・ファミリーサポートセンター事業
  - ・保育所建設事業
  - ・まちづくりセンター運営事業
  - ・南海医療センター整備事業
  - ・地域包括ケアセンター「佐伯の太陽」運営事業
6. 居住環境向上のための事業
- ・空き家等利活用事業
7. 商業の活性化のための事業
- ・城下町観光交流館運営事業
  - ・魚市場リノベーション事業
  - ・中心市街地空き店舗活用事業
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業
- ・レンタサイクル事業
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項  
[1]～[2]略
12. 認定基準に適合していることの説明  
略

5. 都市福利施設を整備する事業
- ・高次都市施設整備事業（（仮）大手前まちづくり交流館）
  - ・おやこ広場事業
  - ・ファミリーサポートセンター事業
  - ・保育所建設事業
  - ・まちづくりセンター運営事業
  - ・南海医療センター整備事業
  - ・地域包括ケアセンター「佐伯の太陽」運営事業
6. 居住環境向上のための事業
- ・空き家等利活用事業
7. 商業の活性化のための事業
- ・城下町観光交流館運営事業
  - ・魚市場リノベーション事業
  - ・中心市街地空き店舗活用事業
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業
- ・レンタサイクル事業
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項  
[1]～[2]略
12. 認定基準に適合していることの説明  
略